

乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
「量の見込み」と「確保の内容」について

(教育・保育部会)

令和7年7月30日

▼乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の事業概要

保育所等に入所していない0歳6カ月～満3歳未満の乳幼児を対象に、月10時間まで、実施施設(保育所等)でこどもを預かり、また、利用することの保護者を対象に、子育てに関する相談支援を実施。

▼令和6年度第4回教育・保育部会で承認いただいた内容

＜提供区域＞

事業名	第3期計画 設定区域	設定理由	所管部会
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市内全域 (市内1区域)	松山市内全域のこどもを対象とし、事業実施施設が限定的であるため。	教育・保育

※昨年度の第3期松山市子ども・子育て支援事業計画策定時には、国の基準や市の方針が未定であったため、提供区域(市内1区域)のみを設定し、今後、国の基準や市の方針が決定次第、事業開始までに「量の見込み」と「確保の内容」の設定を行うこととしていた。

▼今回の協議事項

令和7年10月からの事業開始に向けて「量の見込み」と「確保の内容」を設定する。

＜参考＞

- 国は令和7年1月に「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を公布。
- 松山市も、令和7年6月議会で「松山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準条例を制定。
- 令和7年10月の事業開始に向けて、事業者(認可)募集を実施し、複数の教育・保育施設から申請あり。
- 子ども・子育て会議で「量の見込み」と「確保の内容」を設定。 ← 本日の議題
- 今後、松山市社会福祉審議会での審査を経て、9月上旬の認可内示、10月の事業開始を予定。

▼参考(制度の概要)

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・118自治体に内示(令和6年8月30日現在) ※年末までに令和7年度の事業内容(人員・設備の基準等)の方針について決定。	○ 法律上制度化(地域子ども・子育て支援事業) ・自治体の判断において実施 ※年末までに令和8年度の事業内容(給付の詳細等)の方針について決定。	○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施

▼参考(詳細スケジュール)

日 程	内 容
令和7年5月16日(金)～6月13日(金)	認可申請書の事前提出期間
令和7年6月16日(月)～7月11日(金)	認可申請書の本提出期間
令和7年7月30日(水)	子ども・子育て会議(「量の見込」と「確保の内容」の設定)
令和7年9月上旬(予定)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会
令和7年9月(予定)	事業者の内示・通知・公表
令和7年9～10月(予定)	認可
令和7年10月～	事業開始

こどもも誰でも 通園制度

▼提供区域及び「量の見込み」と「確保の内容」の設定方法について

＜提供区域＞

事業名	提供区域
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市内全域（市内1区域）

※令和6年度に教育・保育部会にて承認済

＜「量の見込み」部分の設定方法について＞

- ・特定教育・保育と同様に、令和5年9月20日内閣府事務連絡「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」(令和6年10月10日付 改訂版ver.2)により設定。
 - ・計画掲載の他事業と同様に年度ごと及び提供区域ごとに設定。

＜「確保の内容」部分の設定方法について＞

- ・設定する「量の見込み」に対して、各年度でサービスが提供できるよう「量の見込み」≦「確保の内容」として設定。

▼「量の見込み」及び「確保の内容」の事務局(案)

単位:人

①

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
就学 前 児 童 数	0 歳 児	2,753.	2,986.	2,931.	2,880.	2,834.
	1 歳 児	2,931.	3,099.	3,040.	2,984.	2,932.
	2 歳 児	3,225.	2,934.	3,081.	3,023.	2,967.
	合 計	8,909.	9,019.	9,052.	8,887.	8,733.

②

対 象 児 童 数	0 歳 児	1,001.	1,182.	1,151.	1,120.	1,093.
	1 歳 児	1,258.	1,430.	1,323.	1,221.	1,122.
	2 歳 児	1,281.	1,360.	1,361.	1,268.	1,181.
	合 計	3,540.	3,972.	3,835.	3,609.	3,396.

③

利 用 率	0 歳 児	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	15.0%
	1 歳 児	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	30.0%
	2 歳 児	9.0%	18.0%	27.0%	35.0%	45.0%
	合 計	18.0%	36.0%	54.0%	71.0%	90.0%
	平 均	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	30.0%

単位:時間(1カ月あたり)

④

⑤

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見 込 み	0 歳 児	310.	710.	1,040.	1,350.	1,640.
	1 歳 児	760.	1,720.	2,390.	2,940.	3,370.
	2 歳 児	1,160.	2,450.	3,680.	4,440.	5,320.
	合 計	2,230.	4,880.	7,110.	8,730.	10,330.
確 保 の 内 容	0 歳 児	756.	811.	1,040.	1,350.	1,640.
	1 歳 児	1,590.	1,986.	2,390.	2,940.	3,370.
	2 歳 児	3,732.	4,128.	4,128.	4,440.	5,320.
	合 計	6,078.	6,925.	7,558.	8,730.	10,330.
内量の 見込 と確 保の 差	0 歳 児	446	101	0	0	0
	1 歳 児	830	266	0	0	0
	2 歳 児	2,572	1,678	448	0	0
	合 計	3,848.0	2,045.0	448.0	0.0	0.0

▼設定理由及び根拠(積算は国の通知に基づき実施)

①④「量の見込み」

- ・年齢毎の④「就学前児童数」から認可保育所等の在籍児童数を除いた数を⑤「対象児童数」として設定。
- ・⑤「対象児童数」に利用率を加味し、④「量の見込み」を設定。
- ・具体的には、「対象児童数×10時間(月)×利用率」で積算。
- ・⑤「利用率」は、一時預かり事業の利用状況から令和11年度時点で30%とし、周知が進むことで段階的に上昇すると見込んで設定。

②⑤「確保の内容」

- ・令和7年度及び8年度は、事業者募集で事前相談のあった内容から、設定。
(令和7年度から12施設、8年度から5施設が事業に取り組む予定。)
- ・令和9年度以降は、今後のニーズ状況等をみて、必要に応じて追加募集することとしていることから、不足が出ている場合は、量の見込と同数となるように設定。
- ・具体的には、「定員数」×「開設日数」×「開設時間」で積算。

【例】実施定員:0歳児2人 実施日:週5日⇒月22日実施 実施時間:9:00~11:30の場合
確保の内容(1カ月の確保量)⇒2人×22日×2.5時間=110時間

▼各年の状況

- ・令和7年度から令和8年度にかけては、⑤「確保の内容」が④「量の見込」を上回る。
- ・令和9年度は、2歳児は⑤「確保の内容」が④「量の見込」を若干上回るが、それ以外は、両者が均衡する。
- ・令和10年度から令和11年度にかけては、⑤「確保の内容」と④「量の見込」が均衡する。

⇒令和7年度から事業に取り組む中で、本制度だけでなく、通常の教育・保育のニーズにも配慮しつつ、令和9年度以降の追加募集を検討していく。

(参考)定員数で示した場合(1定員＝176時間) 単位:定員数(1カ月あたり)

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
量の 必要 定員 数 の 見 込 み	0 歳 児	2	4	6	8	9
	1 歳 児	4	10	14	17	19
	2 歳 児	7	14	21	25	30
	合 計	13	28	40	50	59
確 定 保 員 の 数 内 の 容	0 歳 児	4	5	6	8	9
	1 歳 児	9	11	14	17	19
	2 歳 児	21	23	23	25	30
	合 計	35	39	43	50	59
内 量 の 見 込 と 確 保 の 差	0 歳 児	3	1	0	0	0
	1 歳 児	5	2	0	0	0
	2 歳 児	15	10	3	0	0
	合 計	22	12	3	0	0